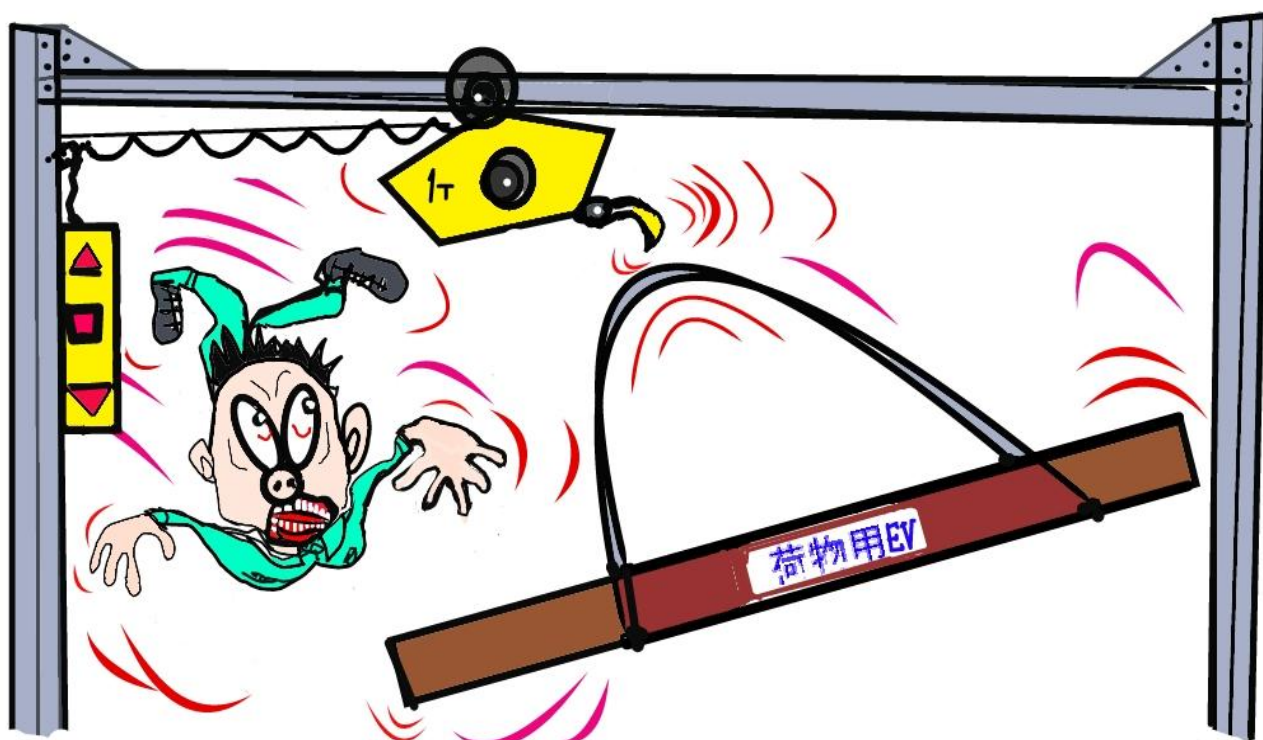


## 【災害事例】

ホイストに吊り下げた荷物用エレベーターに搭乗して墜落事故

**ホイストの吊りフックが外れて墜落死亡！！**



**〈災害防止対策〉事項を厳守 すべし！！**

## 【災害発生状況】

この災害はホイストに吊り下げられていた荷物用エレベーターに作業者が搭乗して、搬器が吊り具から外れて落下し、搭乗者も落下して死亡した事例です。このエレベーターは荷物用であり、構造は建屋の梁にホイスト（定格荷重 1.0 t）を取り付け、そのワイヤロープに外れ止めの無いフックを介して搬器を吊り下げたもので、搬器はガイドレールに沿って昇降するようになっていました。エレベーターの運転は、各階に設けられた「上、停止、下」の押しボタンスイッチで行われていました。巻き過ぎ防止装置である上限スイッチは正常に作動していましたが下限スイッチは作動不良の状態でした。

### 【発生原因】

- ① 搭乗禁止のエレベーターに作業者が搭乗したこと。
- ② 作業者に対してエレベーターの取り扱い要領を周知徹底していなかったこと。
- ③ 吊り具のフックに外れ止めがなかったこと。搬器の揺れや衝撃などによって吊り具から外れる危険性がありました。
- ④ エレベーターは積載荷重が 0.25 t 以上 1 t 未満で、定期自主検査と補修等が必要でしたが実施されていませんでした。そのため下限スイッチが作動不良で搬器は床面まで落下してしまいました。

### 【災害防止対策】

- ① 作業者に安全衛生教育を行うこと。エレベーターを操作する者を指名するとともに、使用に伴う危険性、異常時の連絡要領等についてあらかじめ安全教育を行う。特に作業者に対して、搭乗禁止のエレベーターには絶対に搭乗しないように徹底する。
- ② 巻き上げ用ワイヤロープと搬器との連結を確実に行うこと（エレベーター構造規格第 29 条）。
- ③ 構造規格に適合する安全装置を備えるエレベーターとすること（エレベーター構造規格第 30 条）
- ④ 定期自主検査で下記事項を一か月以内ごとに 1 回定期的実施し必要な補修等を行うこと（クレーン則第 154 条～第 158 条）。
  - (1) ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無
  - (2) ワイヤロープの損傷の有無
  - (3) ガイドレールの状態
  - (4) 屋外に設置されているエレベーターについてはガイロープを緊結している部分の異常の有無

以 上

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》